

登米市消費生活通信

2023年 第8号 (4月)

登米市消費生活相談窓口のご案内

消費生活相談窓口は、消費者と事業者との間におきた商品やサービスの契約に関するトラブルなどの相談を受け付けている行政機関の窓口です。専門の相談員がトラブル解決に向け、助言やあっせん、情報提供などを行っています。電話、あるいは対面での相談で、**相談は無料です**。不安なことや困ったことがあった場合には**一人で悩まず、相談しましょう**。



契約を解約したい

身に覚えのない請求
がきた

借金の返済が
できない

◆消費者啓発活動も行っています◆

出前講座

相談員が地域の集会所や会議などに出向き、消費者トラブル未然防止のために、最新の消費者トラブルや被害にあわないためのポイントなどをお話します。また専門の講師の派遣も行います。講座は無料です。日程調整などの必要があるため、早めにご連絡をお願いします。



啓発用教材

悪質商法の事例などを紹介した啓発用 DVD や消費者啓発用パネルなどを貸し出しています。貸し出しは無料です。事前にお問い合わせください。



イラスト：消費者庁イラスト集より

◎消費生活に関する相談、出前講座などのお問い合わせは下記宛にご連絡ください。

登米市消費生活相談窓口

☎ 0 2 2 0 - 5 8 - 2 1 1 7 (直通)

【相談時間 月～金（祝祭日・年末年始を除く）9：00～16：00】

登米市南方町新高石浦130（登米市南方庁舎 市民生活課内）

相談の秘密は守られます。困ったなと思ったら一人で悩まず、相談しましょう！

本当にお得？ 定期購入トラブルにご注意ください！！

SNS や動画投稿サイト、検索サイト等に表示される「お試し〇円」「初回限定〇%オフ」「解約可能」などとお得感を強調した広告を見て、化粧品やサプリメント、健康食品を申し込んだところ、定期購入が条件だったという相談が多く寄せられています。



【事例1】 スマホのアプリに「お試し500円」の美白化粧品の広告があり、販売サイトにアクセスし注文した。数日後頼んでいないのに同じ商品が2個届いた。販売業者にメールすると「あなたの注文したコースでは、お試し品を含め全部で3回、総額25000円を支払った後でないと解約ができない」という返信がきた。1回だけ購入して解約したい。

【事例2】 SNS で定価1万円のシミ取りクリームが特別価格2000円との広告を見て、販売サイトにアクセスし「いつでも解約可能」な定期コースと認識して注文した。しかし商品が肌に合わなかったため、解約しようと業者に連絡したがなかなか電話が繋がらなかった。その後連絡は取れたが、初回のみで解約する場合は定価との差額を支払う必要があるといわれた。

●通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。
解約・返品等に関しては、事業者の利用規約に従うことになります。



イラスト：消費者庁イラスト集より

◆ 契約条件のチェックリスト ◆

- 定期購入が条件になっていませんか？ 1回限りの購入ですか？
- 継続期間や購入回数を決められていませんか？
- 支払うことになる総額はいくらですか？
- 解約の際の連絡手段を確認しましたか？
- 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」(返品特約)、解約条件を確認しましたか？
- お届け予定日や、利用規約の内容を確認しましたか？

※契約条件が記載されている画面はスクリーンショットで保存しましょう。

アドバイス

- 「最終確認画面」はスクロールして最後までしっかり確認しましょう。
- 「いつでも解約できる」と表示されていても、実際解約しようとする時、電話が繋がらなかったり、オンライン上の解約手続きがうまく進められなかったりと、容易に解約ができないような販売業者も存在します。安価にお試しできるとの誘い文句にとらわれず、まずは販売業者の情報や評判を入念に確認するようにしましょう。

その通販サイト本物ですか!? “偽サイト”に警戒を!!



インターネット通販で「注文した商品が届かない」「商品が届いたが偽物だった」「販売業者の連絡先が分からない」「注文後に偽通販サイトだったことに気がついた」など「偽サイト」に関する相談が寄せられています。最近の偽サイトの見分け方を知って、危険を回避しましょう。



【事例1】 検索サイトで「ソファベッド」と入力して検索し、検索結果ページに表示された大手生活用品メーカーの通販サイトにソファベッドを注文したが届かない。注文した通販サイトには、大手生活用品メーカーの名称も表示されていたので公式通販サイトだと思った。ソファベッドは定価約3万円が約7500円に値下げされていた。

【事例2】 SNS上の広告を見て、海外ブランドがコラボしている腕時計が約3万4000円で販売されていた通販サイトで、氏名、住所、携帯番号、メールアドレスを入力して、代金引換サービスで注文した。店舗販売限定で、自分が住んでいる店舗では購入できない商品だった。注文後に通販サイトから受注確認メールが届いたが、改めて通販サイトを確認したところ偽サイトだった。

◆ 偽サイトのチェックポイント ◆

- サイトのURLの表記が、ブランドの正式な英語表記と少しだけ異なる
- 日本語の字体、文章表現がおかしい
- 販売価格が大幅に割引されている
- 事業者の住所の記載がない・住所が虚偽
- 事業者への連絡方法が、問合せフォームやフリーメールだけ
- 支払い方法がクレジットカード決済のみ、銀行口座等への前払いのみ、代金引換サービスのみ等、支払い方法が限定されている
- 通販サイト内のリンクが適切に機能しない など



イラスト：消費者庁イラスト集より

◆ 偽サイトのトラブル対処法 ◆

偽サイトへの対処は支払い方法によって異なります。素早い対応によって、返金される可能性や被害の拡大防止の可能性が高まります。

クレジットカード	銀行口座等への前払い	代金引換サービス
<ul style="list-style-type: none">① すぐにクレジットカード会社に連絡② 利用明細を定期的に確認（不正利用の被害を早期に把握）	<ul style="list-style-type: none">① すぐに振込先金融機関の窓口連絡し、振り込み詐欺救済法による救済を求める② 最寄りの警察に被害を届け出る	<ul style="list-style-type: none">① 注文直後の場合、電子メール等でキャンセルの連絡② 支払い前の場合、送り状の「依頼人」が販売業者と違う場合は受け取り拒否 など

◆ 多重債務者等無料法律相談会のご案内 ◆

登米市では、多重債務問題の解決に向けて、毎月第4金曜日(令和6年2月は第3木曜日)に迫町佐沼のにぎわいセンターにおいて、弁護士や司法書士による多重債務者等無料法律相談を行っています。事前予約が必要ですので窓口までご連絡ください。



(相談時間 13:00~15:50 1件30分 5名まで)

日 程	担当者	日 程	担当者
4月28日(金)	開発弁護士	10月27日(金)	及川弁護士
5月26日(金)	開発司法書士	11月24日(金)	柳渕司法書士
6月23日(金)	及川弁護士	12月22日(金)	開発弁護士
7月28日(金)	柳渕司法書士	令和6年1月26日(金)	開発司法書士
8月25日(金)	開発弁護士	2月22日(木)	及川弁護士
9月22日(金)	佐竹司法書士	3月22日(金)	佐竹司法書士

※ 担当者は変更する場合があります。最新情報については「広報とめ」をご覧ください。

借金問題は必ず解決できます！ ぜひ、ご相談ください！

いやや 消費生活相談は「188」へ！

悪質商法による被害、不適切な表示に関するトラブル、製品やサービスなどによる事故などについて相談したいときは「消費者ホットライン＝局番なしの『188』」をご利用下さい。「188」へ電話をすると、音声ガイダンスが流れ、郵便番号を入力するなどを行えば、居住地の消費生活センター（消費生活相談窓口）等を案内します。

- ▶ ガイダンス終了後、相談窓口につながった時点から通話料金がかかります。
- ▶ 居住地の市区町村の相談窓口が開所していない場合等には、開所している都道府県の相談窓口や国民生活センター等を案内します。
- ▶ 自分が相談している窓口の名称と電話番号を必ず確認しましょう。後から連絡する場合に役立ちます。
- ▶ 消費生活でのトラブルでどこに相談してよいか分からない場合には、一人で悩まずに「消費者ホットライン」を利用しましょう。

